（公社）神奈川県社会福祉士会規則５８号

**事務経費の免除に関する規則**

（趣旨）

1. この規則は、公益社団法人神奈川県社会福祉士会（以下「本会」という。）「事務経費の負担及び納入に関する規則」第９条に基づき、事務経費の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（免除の対象）

1. 本会は、次のいずれかの場合には、申請された各事案の各期の事務経費を免除することができる。

（１）当該事案の受任者が、所属先の兼業禁止規定より報酬付与審判の申立を行わない場合

（２）当該事案について、成年後見（監督）活動報告書報告対象期間の末日から遡って1年の間に報酬額１００,０００円を超える報酬付与審判を受けていない場合

２　本会は、前項第２号に該当する場合であっても次のいずれかに該当する場合には、当該事案について事務経費を免除しない。

1. 当該案件について、成年後見（監督）活動報告書報告対象期間の末日から遡って1年の間に家庭裁判所が指定する報告期日を経過しているにも係らず報酬付与の審判申立を行わない場合
2. 当該事案が成年後見制度利用支援事業による報酬助成の要件に該当するにも関わらず、その申請を怠った場合

（減免申請）

1. 前条の免除の要件に該当する者で、事務経費の免除を受けようとする者は、「事務経費の免除申請書」

（様式第1号）に前条の各号に掲げる免除の要件に該当することを証明する書類を添付し、本会に提出しなければならない。

（減免の決定）

**第４条**本会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定するものとする。

２　本会は、前項の規定による決定をしたときは、免除決定した事案についての事務経費を請求から除外するものとする。

（改廃）

**第５条**　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この規則は、２０２１年２月１日から施行する。

２０２０年１０月１０日制定

（様式第1号）

**事務経費の免除申請書**

公益社団法人神奈川県社会福祉士会

会長　宛

下記事案が、公益社団法人神奈川県社会福祉士会「事務経費の負担及び納入に関する規則」第９条に基づき、疎明書類を添えて申請します。

1.免除申請対象事案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 神奈川受付番号ケース番号（受講番号）-（通し番号） | 管轄家裁 | 基本事件番号 |
|  |  |  |

2.免除要件該当事項

□第２条第１項第１号該当

疎明資料：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□第２条第１項第２号

疎明資料：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　上記事案については、第２条第２項各号に定められた免除除外要件に該当しません。

□家庭裁判所の定める報告期日に従い、報酬付与審判申し立てをしています。

□成年後見制度利用支援事業による報酬助成の対象となりません。

□成年後見制度利用支援事業による報酬助成申請は却下されました。

疎明資料：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

同意欄

　私は、上記記載事項について神奈川県社会福祉士会から管轄の家庭裁判所及び関係自治体へ照会することについて同意します。

　　　　年　　月　　日

　　　会員番号　（　　　　　　　　）

　　　受講番号　（　　　　　　　　）

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　印